

令和3年度

地域密着型サービス事業者 集団指導資料



神崎町保健福祉課 介護保険係

令和3年度 神崎町地域密着型サービス事業所集団指導

次第

1. 令和3年度介護報酬等改定の概要・・・p1
2. 実地指導及び監査について・・・p4
3. 運営推進会議について・・・p6
4. 介護報酬等にかかる留意点について・・・p8
5. 介護報酬体制届の提出について・・・p9

1. 令和3年度介護報酬改定の概要

令和3年度の介護報酬改定は、『新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する想定の下で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。』ことを目標としている。

各サービスに共通する事項の概要については下記のとおり。（一部、対象外のサービスもあるため、項目ごとに記載。）

- ① 感染症や災害への対応力強化
- ② 認知症への対応力向上に向けた取組の推進
- ③ LIFE情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
- ④ 人員配置基準における両立支援への配慮
- ⑤ ハラスメント対策の強化
- ⑥ 処遇改善加算の見直し
- ⑦ 会議や多職種連携におけるICTの活用
- ⑧ 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進
- ⑨ 高齢者虐待防止の推進

◆令和3年度介護報酬等改定について(厚労省 URL)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

1 感染症や災害への対応力強化

①感染症対策の強化【全サービス】

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求めるため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。なお、3年間の経過措置期間を設ける。

【省令・条例改正】

☞厚生労働省の【「新型コロナウイルス感染症発生時」及び「自然災害発時」の業務継続ガイドライン】を参照

厚労省 URL (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

検索でそれぞれの項目を入力して確認してください。

②業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。なお、3年間の経過措置期

間を設ける。【省令・条例改正】

☐厚生労働省の【「新型コロナウイルス感染症発生時」及び「自然災害発生時」の業務継続ガイドライン】を参照

厚労省 URL (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

☐検索でそれぞれの項目を入力して確認してください。

③災害への地域と連携した対応の強化【通所系、短期入所系、特定、施設系】

地域と連携した災害対応が不可欠であることから、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）のための訓練実施に際し、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。【省令・条例改正】

2 認知症介護基礎研修の受講の義務付け【全サービス：無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く】
介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させるため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じることを義務づける。

3年の経過措置期間を設け、また、新入職員の受講も1年間の猶予期間を設ける。

県 URL (<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/jinzai/ninchi-jissenkenshu.html>)

3 ハラスメント対策の強化【全サービス】

全ての介護サービス事業者、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求める。

併せて、留意事項通知で、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

〈参考：ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況〉

職場におけるセクシュアルハラスメントについては、男女雇用機会均等法において、また、職場におけるパワーハラスメントについては、労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講ずることを義務付けている。（パワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行。）それまでは努力義務。

4 高齢者虐待防止の推進【全サービス】

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、虐待発生や再発防止のための委員会開催、指針の整備、研修実施、担当者を定めることを義務づけ、3年間の経過措置期間を設定する。

＜運営基準（省令）に以下を規定＞

- ア 入所者・利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- イ 運営規程に定めるべき事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ウ 虐待の発生や再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ること
 - ② 虐待防止のための指針を整備すること
 - ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2. 実地指導及び監査について

1 指導

指導は、サービス事業者等が行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入所者等の保護及び保険給付等の適正化を目的とする。

① 集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者等に向けて、講習等の方法により行う。

② 実地指導

介護保険法（以下、「法」という。）第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施する。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は監査へ変更となる。

◎実地指導の実施方法の流れ

① 指導通知	町は、実施日約2か月前までに通知を行う。
② 事前提出資料の提出	事業所は、実地指導実施日2週間前までに事前資料を提出する。
③ 実地指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
④ 結果通知	町は、指導内容に基づいて、指導の結果について通知を行う。
⑤ 改善報告	事業所は、結果通知に係る改善状況について結果通知日から1か月以内に改善の報告を行う。

2 監査

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、神崎町介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱第10条に規定する勧告、命令、指定及び許可の取消等に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正もしくは

は著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とする。

① 監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

② 監査対象について

監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反の確認について必要があると認められる場合に行う。

・要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ウ 連合会・保険者からの通報情報
- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- オ 実地指導において確認した指定基準違反等

3. 運営推進会議について

1 運営推進会議とは

運営推進会議とは、介護保険法の「指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に関する基準（以下、「運営基準」という）」で定められているもので、グループホーム・小規模多機能型居宅介護・地域密着型特別養護老人ホーム・地域密着型通所介護等の事業所ごとに設置・開催が義務付けられている。

2 目的

グループホーム等の事業者が自ら設置し、利用者、利用者の家族、地域包括支援センター職員、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供することで、次に掲げる1～4を達成することが主な目的となる。

1. 事業所運営の透明性を確保すること。
2. サービスの質を確保し向上させること。
3. 事業所による利用者の抱え込みを防止すること。
4. 地域との連携を図り、地域交流等の体制を築くこと。

3 概要

- ・開催の単位：事業所ごと
- ・開催頻度：地域密着型通所介護：おおむね6か月に1回以上
グループホーム：おおむね2か月に1回以上
- ・委員の構成：利用者、利用者家族、町内会、民生委員、地域包括支援センター職員、老人クラブ役員、市職員等
- ・会議の内容：運営状況の報告、運営に関する要望・助言等を聴く。
- ・会議の記録：事業所は会議の記録を2年間保存すること。

※グループホーム等において、運営推進会議は特に重要とされている。また、事業所指定の要件にもなっていることから、運営推進会議が設置・開催されていない場合は、指導（勧告・指定の更新の拒否等）の対象となる。

※グループホームについては、運営推進会議を行うことにより、1年に1回必要な外部評価の実施緩和基準の一つを満たす場合がある。

*外部評価とは・・・運営基準で定められているもので、自己評価と併せてグループホーム等に実施が義務付けられている。

※書面開催について 厚生労働省より、令和3年11月24日付事務連絡で「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」が発出されました。しかし、感染症予防の観点より引き続き書面開催にて運営推進会議を開催することも考えられるため書面開催の手順についてお伝えします。

【書面開催の手順】

- 1 運営推進会議の資料を事業所内で検討し作成する。
- 2 運営推進会議の通知及び資料等を各委員へ発送し、意見等を求める。
- 3 各委員より意見等が集まり次第、事業所内で運営推進会議を開催する。
- 4 運営推進会議で話し合われた内容をまとめ各委員に報告する。

4. 介護報酬等にかかる留意点について

1 加算要件の確認

- ケアレスによる報酬返還の防止のため、報酬告示、解釈通知、関連する告示（「厚生労働大臣が定める・・・」）及び厚生労働省発出の Q&A 等を確認してください。
- 要件は、単位数表、解釈通知その他の通知類及び Q&A に分散している場合があるため、遺漏がないよう注意してください。
- すべての加算が複数の要件を満たす必要があり、複数の要件のいずれかが抜けていることが算定誤りの典型的パターンです。

【主な告示・解釈通知等】

- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- 「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- 厚生労働省が発出した各種 Q&A

2 加算要件の確認

- 加算の多くは、算定要件として、記録の整備が求められています。
- 明文上必須とされているか否かに関わらず、算定要件が事後的に確認出来なければならぬので、算定要件に関係する記録に関しては、事実上必須であると理解してください（日付、関係職員、サービス内容等）。
- 記録は保険者の実地指導等のために作成するものではありません。事業所において、算定要件の充足を記録に基づき確認した上で請求するために作成するものです。

3 説明と同意（記録）

- 利用者の個別加算については、基本的には、利用者に対する説明と同意及びその記録が必要です。
- 利用者への説明と同意が必要な加算については、算定要件を満たしていても、当然に、同意がなければ算定できません。

4 全員を対象とする加算と算定要件の関係

- 加算要件において「利用者ごとに…」となっている、原則として利用者全員に算定する加算（個別機能訓練加算等）は、利用者個々に算定要件を満たしていない場合は、当該利用者については算定できません。

5. 介護報酬体制届の提出について

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、変更のある前の月の 15 日（15 日が土日、祝日などの場合は、その前の開庁日）が最終受理日となる。
- 最終受理日に書類作成が間に合うよう、事前相談など行うこと。

問い合わせ先

神崎町保健福祉課介護保険係

電話：0478（72）1603

Mail:hokenfukushi@town.kozaki.chiba.jp